

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

規 則

○個別労使紛争のあっせんに関する規則の一部を改正する規則 (雇用対策課) 一

告 示

○形質変更時要届出区域の指定 (環境対策課) 一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定 (障害福祉課) 三

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立 (水産業振興課) 三

○道路の区域変更(二件) (道路課) 三

○土地区画整理事業の事業計画変更の認可 (都市計画課) 三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁施設整備課) 四

公 告

○教育委員会定例会の開催 (教育委員会) 四

規 則

個別労使紛争のあっせんに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第一号

個別労使紛争のあっせんに関する規則の一部を改正する規則

個別労使紛争のあっせんに関する規則(平成十四年宮城県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

告 示

○宮城県告示第十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

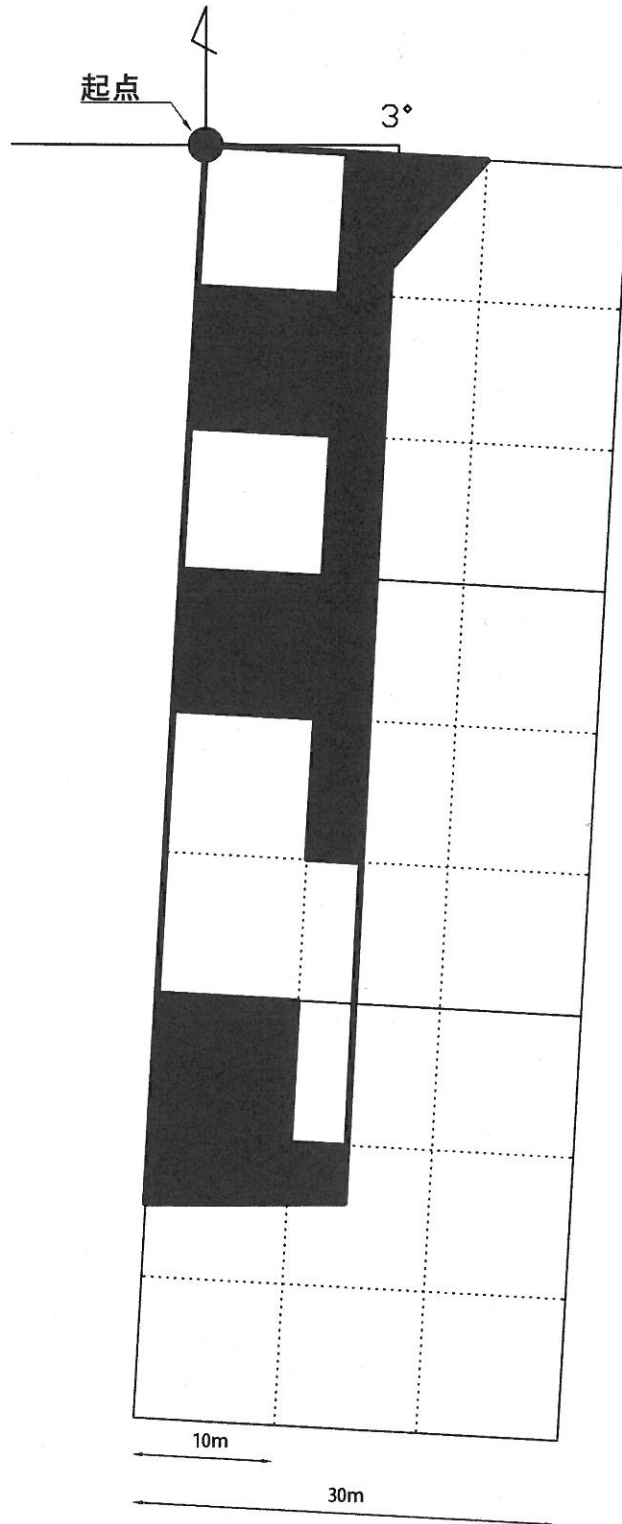
平成三十年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

塩竈市中の島五十番二の一部とし、次の図のとおりとする。

第二条第一項中「(県内に所在する事業所に雇用され、又は雇用されていた労働者及び県内に所在する事業所の使用者に限る。)」を削り、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
四 県外において就労する労働者と県外に所在する事業所の使用者との間の紛争
附 則
この規則は、公布の日から施行する。



凡例

■ : 形質変更時要届出区域

— : 敷地境界

<起点>

起点は、対象地の北端とする。

<格子の回転角度>3.0°

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合して
いない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質
の種類

六価クロム化合物

○宮城県告示第十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）第
二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第五十二条第一
号の規定により告示する。

平成三十年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一二二〇一八九	施設の名称及び 所在地 ふぼう 柴田郡村田町大字沼 辺字一本杉一番地一	施設障害福祉 サービスの種類 生活介護	設置者名 社会福祉法人 宮城県身体障 害者福祉協会	指定年月日 平成二十九年 十二月十九日
--------------------	---	---------------------------	------------------------------------	---------------------------

○宮城県告示第十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査
した結果、松島町加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成三十年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年一月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木
事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
登米市追町佐沼字新大瀬五番一地先か ら 同市追町佐沼字新大瀬一四九番一地先 まで	前A	後A	前A	一五・八	一六・九	三〇四・一	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。	
	A	B	A	一五・八	一六・九	三〇四・一		
	後B	前B	B	一六・三	四三・二	三三三・〇		

○宮城県告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年一月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木
事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 築館登米線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
登米市追町佐沼字新大瀬一五七番一地 先から 同市中田町石森字表無番地先まで	前A	後A	前A	九・〇	三八・〇	三、六〇一・三	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。	
	A	B	A	九・〇	三八・〇	三、六〇一・三		
	後B	前B	B	九・二	六九・六	三、五三〇・六		

○宮城県告示第十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十条第一項の規定により、次の土地区画整理事
業の事業計画の変更について認可した。

平成三十年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 事業の名称